

精神障がい編

障がい福祉サービスガイド
(簡易版)

芽室町健康福祉課障がい福祉係

- サービスの概要については次ページ以降をご覧ください。
- なお、次ページ以降で問合せ先が書かれていないサービスの問合せ先は全て、**健康福祉課障がい福祉係**となります。

障がいの程度（1級～3級）によって、申請できるサービスは異なります。

「手帳を交付されたが、どのサービスに該当になるかどうか分からない…」、「〇〇ができなくて困っているが、使えるサービスはあるか？」など、サービスの詳細を知りたい場合は、**健康福祉課 障がい福祉係** へご相談ください。

また、担当係が分からない場合も、ご連絡いただければ担当係をご案内しますので、お気軽にご相談ください。

< 問合せ先 >

芽室町役場 健康福祉課 障がい福祉係

芽室町東2条2丁目14番地 芽室町役場

TEL62-9723 FAX62-0121

メール h-fukushi@memuro.net

<サービスの概要>

相談の窓口

・福祉サービス利用に関する相談

①自立支援医療（精神通院）の申請について

②精神障害者保健福祉手帳の申請について

③その他の精神保健福祉サービスについて

→芽室町役場健康福祉課障がい福祉係
（役場庁舎1階）

TEL62-9723（内 133・134）

・保健、医療に関する相談

①病院を紹介してほしい/夜眠れない/人とうまく付き合えない

②仕事をとおして社会的な自立を目指したい

③仲間と社会とのふれ合いをもちたい

（社会復帰学級）

→芽室町役場健康福祉課障がい福祉係
（役場庁舎1階）

TEL62-9723（内 133・134）

→帯広保健所健康推進課健康支援第二係

TEL26-9085

帯広保健所相談専用電話（こころの健康相談）

TEL21-9110



精神障害者保健福祉手帳の申請手続

病院に入院している場合、施設に入所している場合、在宅で生活している場合、年齢にかかわらず一定の精神症状を有する方を対象に、精神障害者保健福祉手帳を交付します。

<申請に必要なもの>

・精神障害者手帳・自立支援受給者証用の医師の診断書（病院または保健福祉課窓口にあります）

※精神障がいによる障害年金を受給している場合は、診断書の代わりに年金証書による申請も可能。

・印鑑

・写真1枚（縦4cm×横3cm） ※更新の場合は不要

・現在お持ちの精神障害者手帳 ※更新の場合のみ必要

自立支援医療（精神通院）の手続き

自立支援医療（精神通院）とは、精神疾患の治療を受けている方が外来で保険診療を受けた際、その保険の種類にかかわらず、医療費の一部を公費で負担するものです。

申請をすると自己負担金が保険診療分の1割に軽減され、さらに所得に応じて月額負担上限額が設定されます。

<申請に必要なもの>

・精神障害者手帳・自立支援受給者証用の医師の診断書（病院または保健福祉課窓口にあります）

・申請書

・印鑑

・同意書

・健康保険証

・所得の確認ができる資料（年金振込通知など）

・現在お持ちの自立支援医療

（精神通院）の受給者証



重度心身障害者医療費助成制度

重度の障がい者（精神障害者保健福祉手帳1級）のための医療費助成制度です。病院等で診療を受けた際にかかった医療費（保険診療による自己負担額）を助成します。ただし、入院に係るものは対象外となります。申請により、受給者証が発行され、受給者証を医療機関で提示すると自己負担額がなしまたは1割負担になります。

ます。(世帯の課税状況等による)

＜申請に必要なもの＞

- ・障害者手帳 ・印鑑 ・健康保険証

※他市町村から転入された方は住民税課税額・所得の確認ができる書類



満 65 歳～74 歳の後期高齢者医療

(後期高齢者医療制度の特例分)

満 65 歳～74 歳の方で一定の障がいのある方(精神障害者保健福祉手帳 1・2 級)は、医療費の軽減を図るため、後期高齢者医療制度に加入することができます。「一定の障がい」の詳細内容についてはお問い合わせください。

＜申請に必要なもの＞

- ・障害者手帳 ・印鑑 ・健康保険証

【問合せ先】 芽室町役場健康福祉課国保医療係
(役場庁舎 1 階)

TEL62-9723(内線 136・137)

障害年金

障がい者になった場合、障害基礎年金(国民年金)や障害厚生年金等の支給対象となる場合があります。通院している(していた)病院によっては、専門員が配置されている場合もあります。病院への相談もお勧めします。詳しくは、障がいが発生した年月日、障がいの状況や病名等を確認の上、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】 日本年金機構帯広年金事務所(帯広市西 1 条南 1 丁目) TEL65-5002

障がい福祉サービス

在宅で訪問を受けたり(居宅介護など)、施設

へ通所したり(生活介護など)、施設・グループホームに入所したり(施設入所支援など)、福祉的就労をしたり(就労継続支援)など、障がいの状態に応じて様々なサービスがあります。サービスを利用するには、申請をし、支給決定を受ける必要があります。サービスの自己負担は原則 1 割ですが、所得に応じた自己負担限度額があります。

バス運賃の割引



基本的には、乗車券購入時に精神障害者保健福祉手帳(写真入り)を提示すると、手帳所持者は 5 割引、定期券購入の場合は 3 割引となります。また、バス会社により多少異なる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

【問合せ先】 十勝バス TEL37-6500 拓殖バス(帯広駅バスターミナル) TEL26-3636 ほか

タクシー運賃の割引



乗車時に、精神障害者保健福祉手帳を提示することで、タクシー運賃が 10% 割引される場合があります。タクシー会社により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

【問合せ先】 東洋タクシー TEL33-3939

航空旅客運賃の割引

12 歳以上の精神障がい者が、定期航空路線の国内線を利用する場合に割引されます。精神障がい者本人、介護者はともに 12 歳以上であること。また、手帳の交付を受けている方が小児(3 歳以上 12 歳未満)で他の運賃で利用している場合にも、介護者は割引が適用されます。

なお、航空会社各社において独自のサービスを実施しており、対象範囲や割引率は航空会社

によって異なるので、それぞれの搭乗券購入窓口でご確認ください。

【問合せ先】 搭乗券購入窓口等

在宅心身障害者等通院通所交通費助成

自立更生と社会参加への訓練並びに治療を行うための施設及び医療機関へ通院・通所する在宅の方に対し、交通費の一部を助成しております。

区 分	内 容
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・町内在住の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、もしくはこれに準ずる方でその症状が回復した方。 ・他の移送費・交通費を受けていない方。
実 施 施 設	<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行・継続支援事業所、地域活動支援センター ・児童発達支援・放課後等デイサービス事業所、リハビリを受けられる医療機関 ・特定疾患の治療を受けられる医療機関
交 付 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関は実費（特別急行料金は含まれません） ・自家用車を利用の場合は管内に限り、1kmにつき当該年度の4月1日現在の芽室町ガソリン購入単価の10分の1
そ の 他	申請書には事業所・医療機関等の証明書が必要となります。
申 請 期 間	4月10日、7月10日、10月10日、1月10日までの4期

税の控除・減免など

- ・所得税・町道民税の障害者控除
本人又はその控除対象配偶者もしくは扶養親

族が障がい者である場合、年間所得から一定額が控除されます。

控除額は障がいの程度や扶養の状況により異なりますので、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】 芽室町役場住民税務課住民税係（役場庁舎1階）

TEL62-9722（内線114・115）

・自動車税（種別割）の免除
精神障がい者またはその生計を同じくする方が所有する普通乗用車について、「自動車税（種別割）」が免除されます。

・自動車税・軽自動車税（環境性能割）の免除
精神障がい者またはその生計を同じくする方の普通乗用車、軽自動車を取得した時にかかる「自動車税（環境性能割）」、「軽自動車税（環境性能割）」について免除されます。

・軽自動車税（種別割）の免除
精神障がい者またはその生計を同じくする方が所有する軽自動車について、「軽自動車税（種別割）」が免除されます。

▶自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税（環境性能割）に関すること

【問合せ先】 十勝総合振興局納税課収納管理係（帯広市東3条南3丁目） TEL26-9038

▶軽自動車（種別割）に関すること

【問合せ先】 芽室町役場住民税務課住民税係（役場庁舎1階）

TEL62-9722（内線114・115）

・相続税・贈与税の特例

特例を受けることができる場合がありますので、詳細は下記までお問い合わせください。

【問合せ先】 帯広税務署（帯広市西5条南8丁目 帯広第2地方合同庁舎）

TEL24-2161（代表）

NHK放送受信料の半額・全額免除

障がい者の方が世帯主かつNHKの受診契約者である場合や、障がい者の方がいる世帯の全員が住民税非課税の場合に、受信料が半額・全額免除されます。

＜申請に必要なもの＞

- ・障害者手帳
- ・印鑑

※収入に関する証明書が必要な場合もあります。



障がい者の雇用促進

障がい者の雇用促進のために、企業の求人開拓、職業相談、職業紹介、職業訓練の紹介などを行っています。

また、障がいをお持ちの方の就労に向けた相談を受け、地域での職業生活に向けた支援を行っています。

【問合せ先】 ハローワーク帯広（公共職業安定所）

（帯広市西5条南5丁目） TEL23-8296
十勝障がい者就業・生活支援センターだいち

（帯広市西6条南6丁目3） TEL24-8989

災害時要配慮者支援体制整備事業

災害時に自力での避難・移動が困難な方に対して、身近な地域の中で安否確認、避難支援を受けることができる体制を整備し、住民が安心して暮らすことができる地域づくりを行っています。

申請された方には町が調査を行い、調査結果を要配慮者登録台帳に登録し、民生委員や消防署、役場の災害担当係で共有し、災害時・緊急時に活用します。

随時受付していますので、登録を希望する方は右上の問合せ先までお申込みください。

【問合せ先】 芽室町役場健康福祉課社会福祉係
（役場庁舎1階）

TEL62-9723（内線147・148）

ヘルプマーク・ヘルプカードの配布

ヘルプマークは外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を受けやすくなるよう作成されたマークです。

ヘルプカードは緊急連絡先や必要な支援内容などが記載でき、障がいのある方などが普段身に着けておくことで、日常場面で困ったとき、緊急時、災害時などに、周囲の援助や配慮をお願いしやすくするカードです。

芽室町役場健康福祉課窓口で配布していますので、必要な方はお申し出ください。



道立美術館観覧料の免除

来館時に精神障害者保健福祉手帳を提示することで、道立美術館の観覧料が無料となります。

【問合せ先】 北海道立帯広美術館（帯広市緑ヶ丘2番地） TEL22-6963 ほか

携帯電話の割引サービス

料金が割引となる場合があります。詳しくは各携帯電話会社へお問い合わせください。

【問合せ先】 各携帯電話会社



お問い合わせ

芽室町役場 健康福祉課 障がい福祉係

082-8651 芽室町東2条2丁目14番地

芽室町役場

TEL62-9723 FAX62-0121

メール h-fukushi@memuro.net